

中川村空き家等活用促進事業補助金

○ 定住の促進に資する空き家の改修及び空き家の除却による宅地の活用を推進する。

制度の概要

1. 事業の種類等

(1) 空き家売却・貸出事業

空き家を譲渡又は貸し出すために要する次に掲げる事業に対して補助

①家財の整理及び清掃

②附属屋等(同一敷地内)の除却及び外構工事

▶補助対象者 空き家の所有者(元所有者)

▶補助率等 4/5以内(上限30万円)

(2) 空き家除却事業

自らが定住するために空き家の除却等を行い、住宅用地を確保するための事業に対して補助

ただし、請負契約を村内事業者と締結している者に限る。

▶補助対象者 空き家を取得し取り壊す者

▶補助率等 1/3以内(上限100万円)

(3) 空き家改修事業

自らが定住するために実施する空き家の改修であって、次に掲げる事業に対して補助

①軽微な修繕及び備品を設置する目的を除く、空き家の改修

②下水道等への接続工事

③減築及び同一敷地内に存在する附属屋等の除却

④外構工事

▶補助対象者 空き家を取得した者又は空き家に入居する者

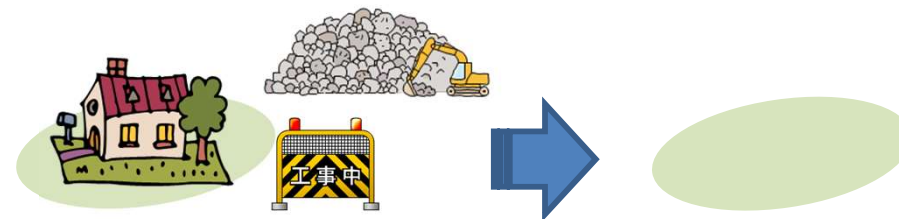
▶補助率等 1/2以内(上限50～120万円※注1)

事業のイメージ

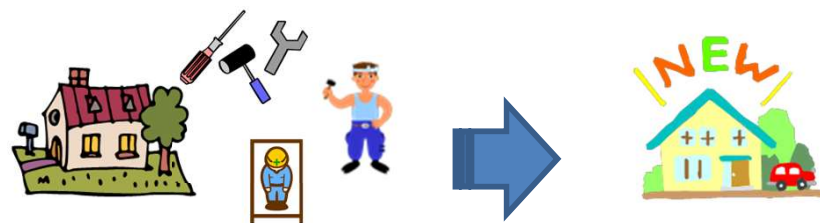
(1) 空き家売却・貸出事業



(2) 空き家除却事業



(3) 空き家改修事業



※注1: 限度額

50万円(特定地区内70万円)

ただし、村内事業者請負時: 100万円(特定地区内120万円)

[特定地区: 住民が主体となって定住促進のための活動を行っている地区]

補助金の概要を説明するための資料です。

補助金の活用を検討される方は、事前に地域政策課土地政策係(0265-88-3001)に相談ください。